

適正な飼養管理の基準の具体化について

飼養管理基準として定める事項

1

根拠法令（動物の愛護及び管理に関する法律）

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

今回の法改正で追加

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点から踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

※一～七号は資料の①～⑦に対応

3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものではない。

4 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、第一項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

2

基準案のポイント

基準案のポイント

- 悪質な事業者を排除するために、事業者に対して自治体がレッドカードを出しやすい明確な基準とする。
- 自治体がチェックしやすい統一的な考え方で基準を設定
- 議員立法という原点と動物愛護の精神に則った基準とする。

法第21条第3項（改正後）

犬猫等販売業者に係る第1項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

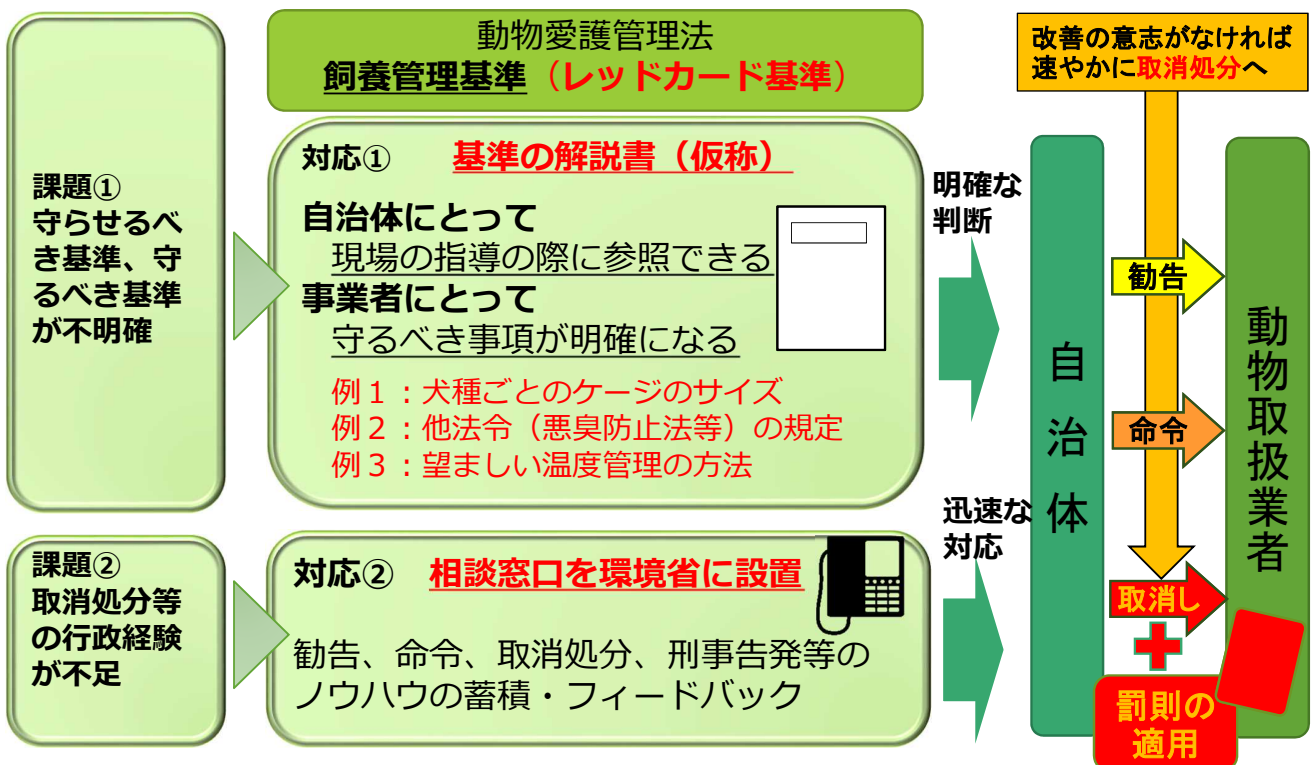
□ **基準案**：現行の定性的な基準をもとに、できる限り数値や状況等を具体化するとともに、必要な項目を追加する。

□ 併せて、以下の点を説明する「基準の解説書（仮称）」を作成

- ①基準を満たす状態（満たさない状態）の例示
- ②基準を適用した場合の代表的な品種ごとの具体的数値
- ③基準を満たすだけでなく、より理想的な飼養管理の考え方

3

悪質な事業者への厳格な対応



4

対象範囲とコンセプト

➤ 対象範囲

犬猫を取扱う事業者全般

- ・犬猫等販売業（ブリーダー・ペットショップ）に限らず、展示業（猫カフェ）等にも適用する。
- ・第1種（営利）に限らず、第2種（非営利）の譲渡団体等にも準用（法第24条の4第1項）する。

➤ 新たな基準検討のコンセプト

- 必ず守らなければならない基準（レッドカード基準）
- 閉じ込め型の飼養を防ぐ
- 悪質な事業者を排除する
- 実効性の担保（統一的な考え方で自治体がチェックしやすいことや、わかりやすいこと等）

5

基準① 飼養施設の設備構造・規模、管理 関係

① 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

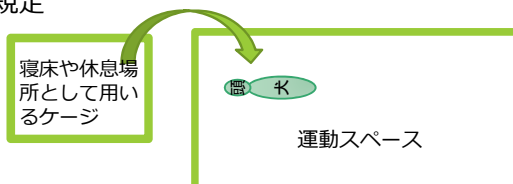
➤ 運動スペース分離型（ケージ飼育等）と運動スペース一体型（平飼い等）の基準を数値で規定（以降「分離型」と「一体型」と表記）※。

※ 個体に着目した基準とするため、体長と体高の比率を用いて規定するとともに、品種ごとの目安となるケージの大きさを解説書で示す。

➤ 閉じ込め型の飼養を防ぐため、運動スペースの確保（面積の具体化、常に使用できる状態の維持）と運動自体も義務化し、ケージの中のみでの飼養を禁止する。 〔ペットホテル等の保管業及び訓練業、傷病動物や親と同居している幼齢動物等は除く。〕

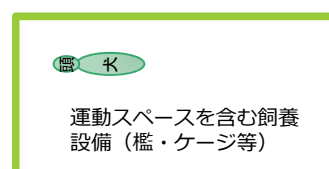
分離型（ケージ飼育等）

- ・寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- ・これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定



一体型（平飼い等）

- ・運動スペースを含む飼養設備（檻・ケージ等）のサイズを規定



6

運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準

寝床や休息場所となるケージと運動スペースを分離するタイプ（分離型）のサイズ

＜寝床や休息場所となるケージ＞

犬：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の2倍

猫：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高の3倍（棚を設け2段以上の構造とする）

複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積を確保

＜運動スペース＞

- ・ 一体型の基準（後述）と同一以上の広さを有する運動スペースを確保し、1日3時間以上運動スペースに出し運動させることを義務付け
- ・ 運動スペースは、常時運動に利用可能な状態で維持管理することを義務付け

【根拠・考え方】

- 寝床や休息場所となるケージは、日常的な動作として、ケージ内での方向転換及び前肢を挙げて後肢のみで立ち上がる行動を想定し、必要な大きさを具体化。複数飼養する場合は各個体に対して、分離型の面積を確保することを規定。
- 猫については、上下運動を行うため、棚の設置を前提とする高さを規定。
- 運動スペースについては、一体型の基準（後述）をベースに、常に運動できる平飼いより、広い面積を確保して十分な運動を行う必要がある一方で、スペースを交代で使用する場合はあることの双方を総合的に考慮（販売業（繁殖業を含む）等で設置を義務付け）。

【現行基準】

ケージ等は、個々の動物が自然な姿勢で立ち上がる、横たわる、羽ばたく等の日常的な動作を容易に行うための十分な広さ及び空間を有するものとする。

【参 考】※1

議連案※2

（犬）【ケージ飼育】

寝床：タテ体長の1.5倍×ヨコ体高の1.3倍

（高さ）肢を床面に置いて楽に直立できる高さ。後肢で立ち上がった犬の前肢の先端が上端に届かない高さ。

覚醒時間の50%以上自由に運動場に出られる状態とする。

寝床に継続的に収容する時間は覚醒時間の50%以下とする。

（猫）ケージ飼育に関する基準なし

共生連絡会※3

（犬）【ケージ飼育】

寝床：タテ体長の1.5倍×ヨコ体高の1.3倍（高さ）頭が天井につかない
寝床に継続的に収容する時間は生活時間の50%以下

※1 検討会のヒアリング等において、具体的な数値の提案があったものや、諸外国の事例で参考となるものを【参 考】として記載（以下、同様）

※2 犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟の第一種動物取扱業者における犬猫の飼養管理基準に関する要望書（以下、同様）

※3 動物との共生を考える連絡会ヒアリング（第5回検討会）（以下、同様）

運動スペース一体型（平飼い等）の基準

寝床や休息場所と運動スペースを含む飼養設備（檻・ケージ等）のサイズ

犬：分離型のケージサイズの床面積の6倍×高さ体高の2倍

複数飼養する場合は、分離型のケージサイズの3倍×頭数分の床面積を確保

猫：分離型のケージサイズの床面積の2倍×高さ体高の4倍

（2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする）

複数飼養する場合は、分離型のケージサイズ×頭数分の床面積を確保

繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保（親子以外の個体の同居不可）

※複数飼養は、親や他の個体等との社会性を養う重要性を考慮することとし、個体に外傷が生じるような闘争等が起こる組合せでの飼養は認めない。

【根拠・考え方】

- 個体のサイズに応じた基準とするため、分離型のケージサイズをベースとし、
犬は、走る等の自然な運動を行える広さとして、分離型の6倍とした。
猫は、上下運動が可能な高さとして棚を2つ設ける3段構造とした。
- 上記基準に加え、清掃や日常の維持管理が容易な規模・構造を確保することや、脱走しない高さを確保することについて、解説書で説明する。

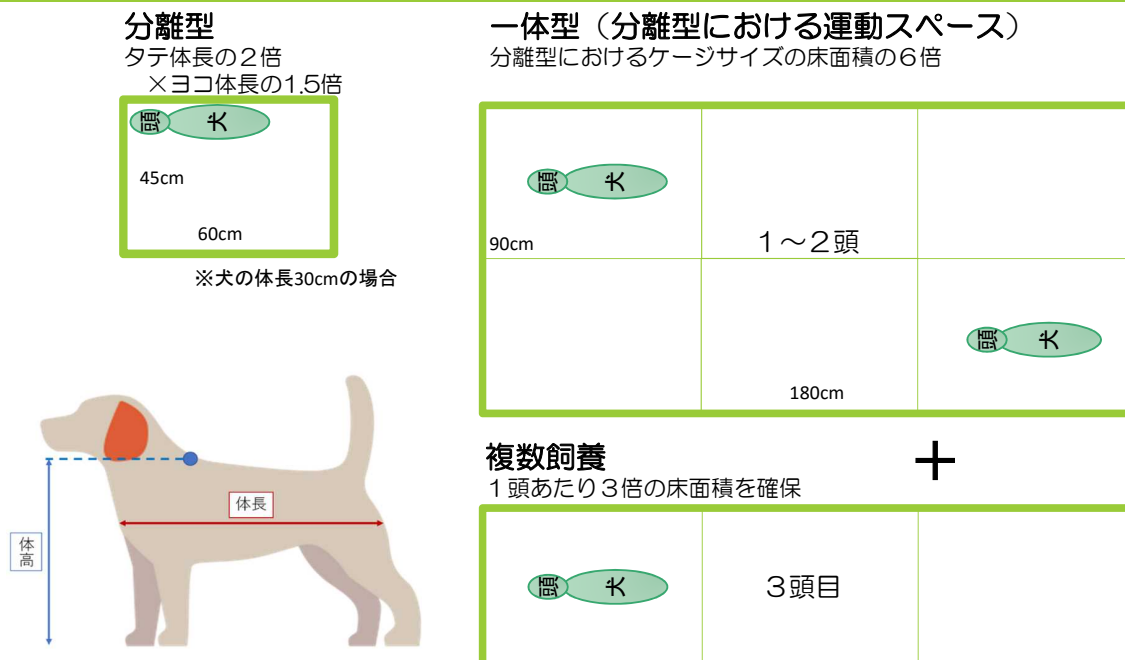
【現行基準】

飼養期間が長期間にわたる場合にあっては、必要に応じて、走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動ができるように、より一層の広さ及び空間を有するものとする。

【参 考】

議連案	(犬) 小型犬：2㎡(※1.56㎡) 中型犬：3.5㎡(※3.25㎡) 大型犬：6.5㎡(※6.43㎡) (※)は、根拠の算出数値 複数飼養する場合は、1頭あたり上記の60%を確保 (猫) 一辺90cm、ケージは2段以上で、1つは寝場所、1つは運動場所とすること。
共生連絡会	(犬) 分離型：1方向10歩歩ける広さ 一体型：寝床、排泄、食事場所が別々にある2区画収容、活動場所は1方向10歩歩ける広さ (猫) 2段以上のケージや2区画収容、90×90cmの空間+隠れ場所+トイレ 犬も猫も社会性ある動物であることを考慮することが重要である。社会性ある動物を1頭で飼育すると動物のストレスになり動物本来の行動を発現できず、繁殖など様々なことに影響を与えることがわかっている。
イギリス※ イングランド地方 (以下、同様)	(犬) 繁殖業・販売業20kg以下4㎡、20kg以上8㎡、 (猫) 繁殖業に対する規制なし 販売業：12週齢～26週齢：0.85㎡、高さ1.8m等
フランス	(犬) 5㎡、高さ2m (猫) 2㎡ ※成犬・成猫
ドイツ	(犬) 体高50cm未満6㎡、50cm以上65cm未満8㎡、65cm以上10㎡

イメージ図（犬）



（参考）基準案の面積換算（犬）

体長(cm) 想定サイズ		分離型	一体型	複数飼養 (3頭以上で1頭当たり追加する面積)
小型犬	30.0	0.27	1.62	0.81
中型犬	45.0	0.61	3.65	1.82
大型犬	66.0	1.31	7.84	3.92

基準案について
 分離型：体長の2倍×1.5倍
 一体型：分離型ケージの6倍の面積
 複数飼養：1頭当たり3倍の面積を追加

面積（㎡）

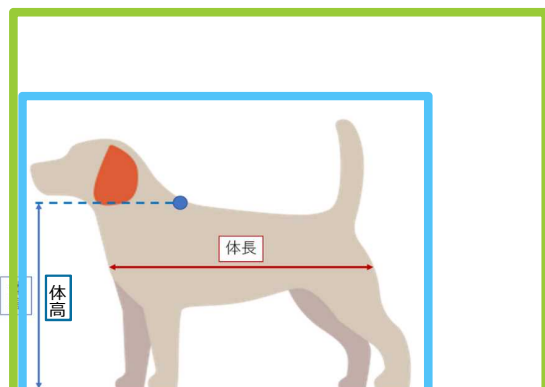
(参考) 議連案との面積比較イメージ図 (犬)

●運動スペース分離型

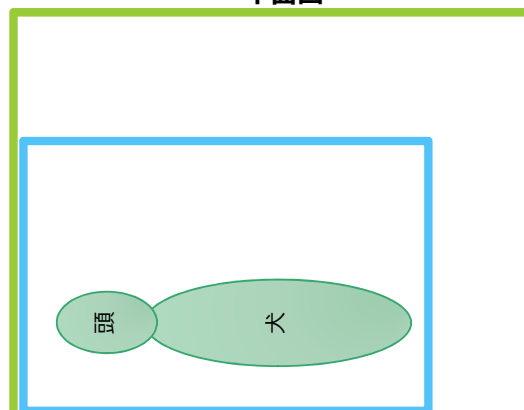
基準案：タテ体長の2倍×ヨコ体長の1.5倍×高さ体高2倍

議連案：タテ体長の1.5倍×ヨコ体長の1.3倍※高さは頭がつかえない程度

立面図



平面図



13

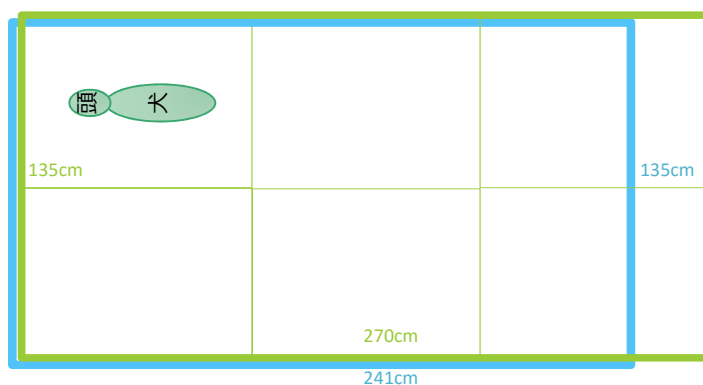
(参考) 議連案との面積比較イメージ図 (犬)

●運動スペース一体型

基準案：分離型のケージサイズの床面積の6倍×高さ体高の2倍

議連案：小型犬：2㎡(※1.56㎡)、中型犬：3.5㎡(※3.25㎡)、大型犬：6.5㎡(※6.43㎡)
(※) 内の根拠の算出数値と比較

体長45cmの中型犬の場合

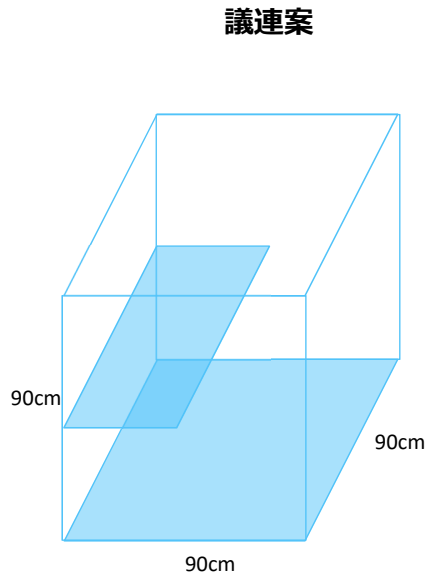
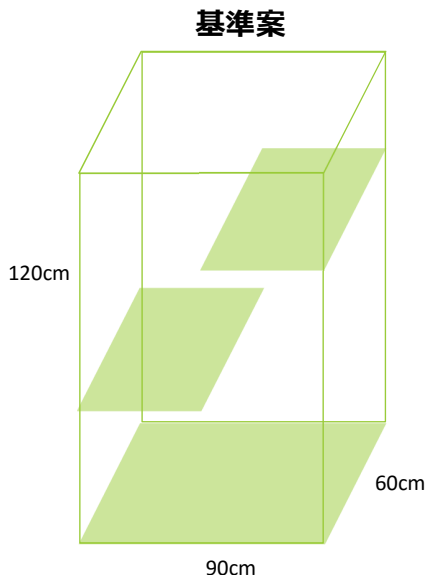


14

(参考) 議連案との比較イメージ図 (猫)

一体型 (分離型における運動スペース)

分離型におけるケージサイズの床面積の2倍×高さ体高の4倍(2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする)



ケージ等の構造等の基準

- 金網の床材としての使用の禁止 (四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)
- ケージ等及び訓練場に錆 (サビ)、割れ、破れ等の破損がないことを義務付け

【根拠・考え方】

- 動物が傷害等を受けるおそれがある不適切な構造及び材質を具体化。
- 床材は、長期間飼養された場合等に肉球が傷むおそれがある金網の使用を禁止する。なお、太い網すのこを用いる場合や、金網の上に布やトレーを置く場合等、肉球が傷まないような管理がされている場合も想定されることから、そのような場合を除くとした。
- 不安定な状態でのケージの積み重ねやふん尿が漏れいする構造等は認めない (現行基準 (次頁参照) にも不適合だが、解説書で具体的に説明)。

【現行基準】

ケージ等及び訓練場は、突起物、穴、くぼみ、斜面等によって、動物が傷害等を受けるおそれがないような安全な構造及び材質とすること。

ケージ等及び訓練場の床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理がしやすい構造及び材質とすること。

【現行基準】※登録基準

(省令第3条第2項第7号)

飼養施設に備えるケージ等は、次に掲げるとおりであること。

- イ 耐水性がないため洗浄が容易でない等衛生管理上支障がある材質を用いていないこと。
- ロ 底面は、ふん尿等が漏えいしない構造であること。
- ハ 側面又は天井は、常時、通気が確保され、かつ、ケージ等の内部を外部から見通すことのできる構造であること。ただし、当該飼養又は保管に係る動物が傷病動物である等特別の事情がある場合には、この限りでない。
- ニ 飼養施設の床等に確実に固定する等、衝撃による転倒を防止するための措置が講じられていること。
- ホ 動物によって容易に損壊されない構造及び強度であること。

基準② 従業者の員数 関係

② 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

犬：1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭まで

猫：1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭まで

親と同居している子犬・子猫は頭数に含めない

※犬と猫の双方を飼養する場合は、上記を踏まえ、それぞれの飼養頭数の上限を設定する（例えば、販売犬が10頭の場合、販売猫は15頭、計25頭まで）。

※課題のある事業者の上限値強化と優良な事業者の上限値緩和を検討

【根拠・考え方】

- 8時間労働を標準とし、1頭当たり平均作業時間を想定し1人当たりの頭数を算出。

	清掃	給餌	個体チェックと運動等	販売個体等	繁殖関連のケア・子の世話・ふれあい等	繁殖個体
犬	10	3	11	計24分	8（追加）	計32分
猫			3	計16分	4（追加）	計20分

- ただし、個別の施設・設備及び管理体制等によって飼養状況が異なるため、個体の管理状態等に応じて、環境省令で定める基準等の範囲内で、都道府県等が飼養頭数の上限値を減少又は増加させる規定を検討する。
- 接客のみに従事している販売員等は従業員の員数に含めない。

基準② 従業者の員数 関係

【現行基準】

飼養又は保管をする動物の種類及び数は、飼養施設の構造及び規模並びに動物の飼養又は保管に当たる職員数に見合ったものとすること。

【参 考】

議連案	(犬) 繁殖犬15頭、販売犬20頭まで (猫) 25頭まで 適切な世話ができていないと判断された場合は、1人当たりの飼養可能頭数を減らすこと
現地調査の試算(1日1人当たり頭数)	【繁殖業者】①犬10頭(～25頭)、②犬25頭、③犬猫48～73頭(犬28～43頭、猫20～30頭)④猫13～17頭程度※いずれも繁殖個体 【保護団体】22頭程度(1頭あたり22～30分)
Eva※	1人当たり8頭、多くても10頭が上限
共生連絡会	(犬) 15頭まで (猫) 20頭程度(ヒアリング時点の資料から修正した提案あり) 適切な世話ができていないと判断された場合は、1人当たりの飼養可能頭数を減らすこと
イギリス	(犬) 繁殖業は参考割合として成犬20頭程度 (猫) 繁殖業に対する規制なし、販売業は数値での規定なし
フランス	数値での規定なし
ドイツ	(犬) 繁殖犬10頭まで (猫) 数値での規定なし

※公益財団法人動物環境・福祉協会Evaヒアリング(第5回検討会)

基準③ 飼養・保管の環境管理 関係

③ 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

- 動物の健康に支障が出るおそれがある状態(寒冷時や高温時に動物に発現する状態)の禁止、温度・湿度計の設置を義務付け
- 臭気により環境を損なわないように清潔を保つことを義務付け
- 自然光や照明による日照サイクルの確保を義務付け

【根拠・考え方】

- 外的環境要因による影響が大きく、数値を一律に定めた場合、数値は満たすが悪質な事業者に対し指導できないおそれ等もあるため、解説書において段階的な数値や状態の目安を示し、自治体職員が現場の状況に応じた指導を可能とする。
- 温度・湿度は、季節や地域による差が大きいこと、寒冷地に適した品種等があることを考慮し、一律に数値を定めるのではなく、禁止される動物の状態そのものを規定し、個体ごとの適正な管理を義務付ける。
- 臭気は、悪質な事業者であっても基準の範囲内だった場合に(数値がかえって不適切な状態にお墨付きを与えることがないよう)総合的な判断により指導を可能にする必要があるため、清潔を保つことを義務付けし、解説書において数値と状態の関係等を示すとともに、適正な管理の指標となる数値を明示し、それに基づく指導を可能とする。なお、環境への影響防止の観点からは悪臭防止法に基づく指導が可能である。
- 自然光や照明がない場所での飼養を禁止し、夜間に休息を確保するために照明の制限等を規定する。また、これにより猫の繁殖の人為的なコントロールを防ぐ。

(参考) 基準の解説書 (仮称) イメージ ※記載内容は今後検討予定

臭気について

【基準】

- 臭気により環境を損なわないように清潔を保つこと。

◆解説◆

- 悪臭の原因は、そのほとんどが動物の排せつ物の不適切な処理、施設の清掃不良、不適切な汚水の処理等です。動物の飼養又は保管をする上で、排せつ物の適切な処理、施設の十分な清掃等により環境の清潔を保ち、臭気の発生を抑えなければなりません。
- 動物の糞尿から発生する臭気の原因である、アンモニアとメチルメルカプタンは、悪臭防止法における「特定悪臭物質」に指定されており、規制対象となる工場・事業場の敷地境界線上の規制基準の範囲は臭気強度 2.5～3.5 の間で都道府県知事等により定められています。
- 動物取扱業の飼養施設においては、これらの数値を参考に、臭気により環境を損なわないように清潔を保たなければなりません。なお、これらの基準を超える場合は、悪臭防止法に基づく処罰の対象となる場合があります。

図表 臭気強度とアンモニア及びメチルメルカプタンの濃度

	臭気強度に対応する濃度 (単位 ppm)		
(臭気強度)	2.5	3	3.5
アンモニア	1	2	5
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01

※悪臭防止法における規制基準を定めるための基本的考え方として、においの程度を6段階に数値化した「臭気強度表示法」が使用されており、臭気強度 2.5～3.5 に対応する物質濃度、臭気指数が敷地境界線の規制基準の範囲として定められている。

【現行基準】

動物の鳴き声、臭気、動物の毛等により周辺の生活環境を著しく損なわないよう、飼養施設の開口部を適切に管理すること。動物の生理、生態、習性等に適した温度、明るさ、換気、湿度等が確保され、及び騒音が防止されるよう、飼養又は保管をする環境（以下「飼養環境」という。）の管理を行うこと。

【参 考】

議連案

(犬) 屋内飼養の場合 温度15～29℃ 湿度30～70%
(猫) 寝床の温度18～29℃ 湿度30～70%。
アンモニア濃度 2 ppm以下 (やむを得ない場合は連続して 3 ppmを超えないこと)
屋内施設においては自然採光を確保

共生連絡会

(犬) 温度15.5～26.6℃ 湿度30～70%
(猫) 温度20～28℃ 湿度50～60%
アンモニア濃度 3 ppm以下
自然採光できる場所におくこと、難しい場合、照明は概日周期に従うこと。

基準④ 疾病等に係る措置 関係

④ 動物の疾病等に係る措置に関する事項

- 定期的な**獣医師の健康診断を義務付け**（年1回）
※繁殖個体等の1年以上飼養する個体に対して規定
※繁殖個体については、雌雄ともに繁殖に関する診断を受けることを義務付け

【根拠・考え方】

- 現行法で規定されているかかりつけ獣医師の確保の考え方を踏まえ、健康状態を確認する方法として、獣医師による健康診断を具体化。なお、改正法により獣医師の虐待通報が義務付けられたことから、虐待が疑われるような状態だった場合は健康診断の際に発見することが可能である。
- 繁殖個体（雌雄の双方）は健康診断の際に、繁殖に係る項目（帝王切開の状況、今後繁殖に供することができる状態かどうかの判断等）についても、診断を受けることを義務付ける。

【現行基準】

飼養又は保管をする動物の疾病及び傷害の予防、寄生虫の寄生の予防又は駆除等日常的な健康管理を行うこと。

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、高齢猫（生後十一年以上の猫を目安とする。以下同じ。）の展示を行う場合には、当該高齢猫に定期的に健康診断を受けさせる等、当該高齢猫の健康に配慮した取扱いに努めること。

疾病の予防等のために、必要に応じてワクチン接種を行うこと。

動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。

基準⑤ 展示・輸送方法 関係

⑤ 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

- 長時間連続して展示を行う場合には**休息ができる設備に自由に移動することが可能となる状態を確保すること**を義務付け
ただし、上記の状態を確保できない場合は、**6時間おきに休憩（展示を行わない時間）を設けること**
- **輸送後2日間以上その状態を観察すること**を義務付け

【根拠・考え方】

- 動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けるという現行基準について、原則として、隠れられる（人目が避けられる）設備に移動できる状態であることを具体化したもの。休息ができる設備に自由に移動できる状態を確保できない場合は、犬猫の展示が最大12時間となっていることを踏まえ、その半分の6時間おきに休憩を取ることにした。
- 輸送による疲労又は苦痛を軽減するため、輸送後の目視観察期間を設けるもの。なお、現行省令においても販売又は貸出しは2日間の目視が義務付けられているが、同一事業者における輸送時に関しては規定されていないため、具体化したもの。

【現行基準】

＜展示＞

販売業者及び展示業者にあつては、長時間連続して展示を行う場合には、動物のストレスを軽減するため、必要に応じてその途中において展示を行わない時間を設けること。特に、長時間連続して犬又は猫の展示を行う場合には、その途中において展示を行わない時間を設けること。

販売業者、貸出業者及び展示業者にあつては、顧客等が動物に接触する場合には、動物に過度なストレスがかかり、顧客等が危害を受け、又は動物若しくは顧客等が人と動物の共通感染症にかかることのないよう、顧客等に対して動物への接触方法について指導するとともに、動物に適度な休息を与えること。

＜輸送＞

輸送中は、常時、動物の状態を目視（監視カメラ等を利用して行うものを含む。）により確認できるよう、必要な設備を備え、又は必要な体制を確保すること。ただし、航空輸送中についてはこの限りでない。

動物の疲労又は苦痛を軽減するために、輸送時間はできる限り短くするとともに、輸送中は、必要に応じて休息又は運動のための時間を確保すること。

（省令第8条第1項第3号）販売業者及び貸出業者にあつては、二日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出しに供すること。

基準⑥ 繁殖回数・方法 関係

⑥ 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

個体ごとの繁殖生理に合わせた管理を義務付ける基準とする

犬：生涯出産回数は**6回まで**、かつ

メスの交配は**6歳まで**（満7歳未満）

ただし、満7歳時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配は7歳まで

※譲渡促進の観点から、発情周期の長い、短いにかかわらず、産ませられる限りは産ませるという状況を放置せず、できる限り早い段階で譲渡されるための効果的な施策を推進するための新たな議論の場を設置する。

猫：メスの交配は**6歳まで**（満7歳未満）

ただし、満7歳時点で生涯出産回数が10回未満の場合は、7歳まで

1歳未満であろうとなかろうと、年齢や出産回数にかかわらず、繁殖に適さない個体は交配を認めない。

【根拠・考え方】

●犬と猫の繁殖生理の特徴を反映し、高齢により母体に負担がかかることを防ぐため、交配終了年齢を6歳（満7歳未満）とする。犬は生涯出産回数についても制限した。犬猫ともに生涯出産回数が少ない個体については、絶対的な交配終了年齢を7歳（満8歳未満）と設定。

●犬は季節繁殖動物ではなく、個体差により6～10ヶ月の間隔で発情を繰り返すため、長期的な視点で繁殖をとらえ、生涯の出産回数を制限した。

●猫は季節繁殖動物で、多発情動物であり、年3回程度出産が可能であることを踏まえ、年2回程度に出産を制限することを想定した回数とした。

●獣医師の診断結果も踏まえ、雌雄ともに繁殖に適さない個体は交配を行わないことを義務付けることにより、繁殖に適さない個体（初回発情時*に体の成長が不十分な場合、帝王切開を経験し難産のおそれがある場合、栄養状態が良くない場合等）の交配を認めない。

* 初回発情の時期：平均して、小型犬種は生後8～10ヶ月、大型犬種は生後1年前後、猫は生後8～10ヶ月。品種や個体等による差がある。

基準⑥ 繁殖回数・方法 関係

【現行基準】

高齢の動物等を繁殖の用に供し、又は遺伝性疾患等の問題を生じさせるおそれのある組合せによって繁殖をさせないこと。みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

【参 考】

※	議連案	交配は1歳～6歳、生涯6腹まで。発情周期ごとに連続して交配させない。 (犬) 年1回まで (猫) 2年に3回まで
	共生連絡会	1歳未満の交配禁止。出産間隔12ヶ月 (犬) 生涯6回以内 (猫) 最終繁殖年齢が7歳以上を超えないこと
	専門家 ヒアリング	高齢による影響はあるが、上限となると8歳程度か(それを超えて問題なく繁殖できる個体もいる)。影響が出てくるおそれがある年齢は5～6歳。 犬と猫で繁殖生理が異なり、猫は繁殖によるストレスが少ない動物。
	イギリス	(犬) メスの交配年齢は1歳以上、出産は年1回、計6回まで。優良基準 (良い評価を得るための基準)として8歳以上のメスの交配を禁止 (猫) 繁殖業に対する規制なし
	フランス	2年間に3回まで
	ドイツ	規制なし

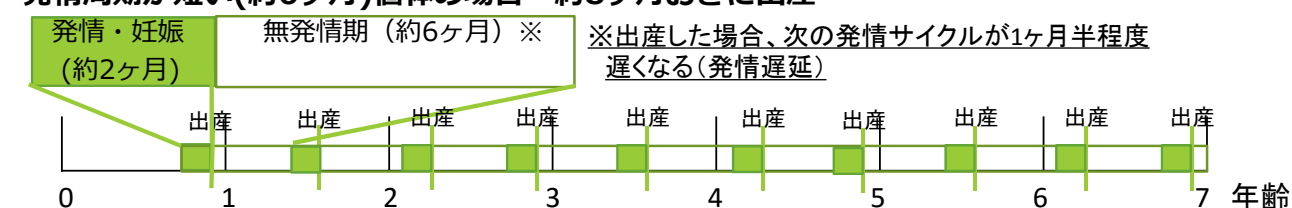
※生涯繁殖回数と年齢上限の双方を規制する国はない。確実に確認できる年齢を基準案とした。

27

基準⑥ 繁殖回数・方法 関係

犬の繁殖サイクル (イメージ図) ※便宜的に作成したもの

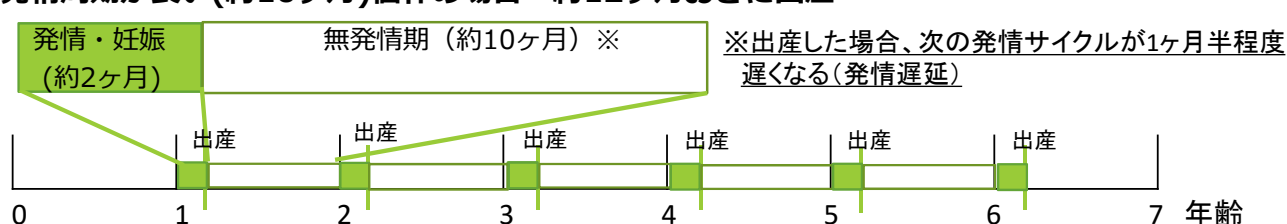
発情周期が短い(約6ヶ月)個体の場合＝約8ヶ月おきに出産



10ヶ月目に初回発情を迎え、毎回交配し、受胎率70%と仮定した場合、

6歳まで(満7歳未満)に、平均して7～8回程度出産

発情周期が長い(約10ヶ月)個体の場合＝約12ヶ月おきに出産



13ヶ月目に初回発情を迎え、毎回交配し、受胎率70%と仮定した場合、

6歳まで(満7歳未満)に、平均して4～5回程度出産

受胎率70%は専門家ヒアリング(筒井敏彦氏)による

28

猫の繁殖サイクル（イメージ図） ※便宜的に作成したもの

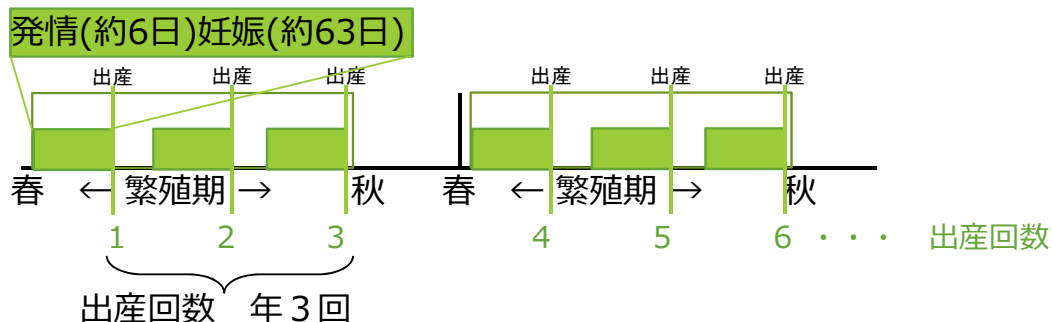
<猫>

季節繁殖動物で自然光で飼育すると1～8月が繁殖季節。

妊娠しない限り、発情周期を繰り返す多発情動物。



妊娠した場合、離乳後約1週間～2ヶ月で発情が再開。



基準⑥ 繁殖回数・方法 関係

⑥ 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

必要に応じて獣医師等による診療や助言を受けることを義務付ける。帝王切開を行う場合にあっては、獣医師に行わせるとともに、実施した獣医師による出生証明書と母体の状態に関する診断書（次回の繁殖に対する指導・助言）の交付を受けることを義務付け

※長い品種改良の歴史の中で、母体の安全のために帝王切開による出産が基本となる犬種や特有の疾患のリスクがある犬種が存在することなどを踏まえ、犬猫の品種の多様性や人の動物への関わり方について、今後、幅広い視点から国民的な議論を進めていくことが必要。

【根拠・考え方】

- 個体の健康・安全を守るために帝王切開が必要な場合もあり、専門家からは、回数よりも不適切な処置が問題との指摘があることから、獣医師の関与を具体化し、出生証明書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処罰の対象となるため、不適切な処置を防ぐものとした。

【現行基準】

みだりに繁殖させることにより母体に過度な負担がかかることを避け、飼養施設の構造及び規模、職員数等を踏まえて、その繁殖の回数を適切なものとし、必要に応じ繁殖を制限するための措置を講じること。

【参 考】

議連案	帝王切開 3 回まで 獣医師の出生証明書の義務化
共生連絡会	獣医師による診察を受ける (犬) 帝王切開 3 ～ 4 回まで
専門家 ヒアリング	帝王切開は回数よりも不適切な処置が問題
イギリス	(犬) 帝王切開は2回まで

基準⑦ その他（動物の管理） 関係

⑦ その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）

・ 不適切な被毛、爪等の状態を直接的に禁止

被毛に糞尿等が固着した状態、毛玉で覆われた状態、爪が伸びたまま放置されている状態等

・ 人とのふれあいの実施（散歩や遊具を用いた活動等）を義務付け

・ 分離型の場合は、1日3時間以上、一体型の基準と同一以上の広さを有する運動スペース等に出し運動させることを義務付け

・ 清潔な給水の確保

【根拠・考え方】

- アニマルベースメジャーの考え方を踏まえ、動物の状態の指標（被毛や爪等の状態）を具体化し、虐待につながるおそれがある状態にしておくことを禁止した。
- 動物をよく観察して飼養管理を行わせるため、ストレスに関連する行動（無気力、震え等）や、栄養状態の評価方法として用いられるボディコンディションスコアの考え方等について、解説書で示す。
- 運動スペース等における活動を義務付けるとともに、そのような活動を通じて、家庭動物、展示動物等として適応した行動が採れるように、人とのふれあいの実施を具体化。ふれあいの内容（散歩、ハンドリング等）について、解説書において、具体的に例示。
- 犬猫は、常時給水が必要な動物であるため、管理の方法を具体化。
- 遊具、猫の爪とぎ、隠れ場所などエンリッチメントの考え方に基づく具体的な設備等については、現行基準（次頁参照）を元に解説書において具体的に説明。

【現行基準】

異種又は複数の動物の飼養又は保管をする場合には、ケージ等の構造若しくは配置又は同一のケージ等内に入れる動物の組み合わせを考慮し、過度な動物間の闘争等が発生することを避けること。

幼齢な犬、猫等の社会化（その種特有の社会行動様式を身に付け、家庭動物、展示動物等として周囲の生活環境に適応した行動が採られるようになることをいう。以下同じ。）を必要とする動物については、その健全な育成及び社会化を推進するために、適切な期間、親、兄弟姉妹等とともに飼養又は保管をすること。

動物の種類、数、発育状況、健康状態及び飼養環境に応じ、餌の種類を選択し、適切な量、回数等により給餌及び給水を行うこと。

走る、登る、泳ぐ、飛ぶ等の運動が困難なケージ等において動物の飼養又は保管をする場合には、これによる動物のストレスを軽減するために、必要に応じて運動の時間を設けること。

ケージ等に、動物の生態及び習性並びに飼養期間に応じて、遊具、止まり木、砂場及び水浴び、休息等ができる設備を備えること。

（参考）動物取扱業の現状等 「動物愛護管理行政事務提要（令和元年度版）」より

動物取扱業の種別の登録／届出件数（平成31年4月1日現在）

	総事業 所数	販売(譲渡し)			保管	貸出 し	訓練	展示	競り あっ せん 業	譲り受 け飼 養業	計 (のべ 数)
		うち犬猫販売業									
			うち繁殖 を行う者								
第1種動物 取扱業	44,828	21,069	16,335	12,730	27,420	1,325	4,706	3,807	26	177	58,530
第2種動物 取扱業	1,106	828	—	—	201	61	41	311	—	—	1,442

第1種動物取扱業：ペットショップ、ペットサロンなどの営利性のある業、法第10条第1項に基づく都道府県知事等への登録が必要

第2種動物取扱業：動物保護施設などで営利性がない業で施設を有し、一定頭数以上※の動物を取扱う者。法第24条の2に基づく都道府県知事等への届出が必要。

※大型動物（牛、馬、ダチョウ等の哺乳類、鳥類、爬虫類）3頭、中型動物（犬猫等の哺乳類、鳥類、爬虫類）10頭、それ以外50頭

動物取扱業に対する行政による勧告、命令、立入検査件数等（平成30年度）

	法第23条 第1項・第 2項に基づ く勧告数	法第23条 第3項に基 づく措置 命令数	法第24条 第1項に基 づく立入 検査件数	法第24条 第1項に基 づく立入 件数(施設 数)	法第19条 に基づく 業務停止 命令数	法第19条 に基づく 登録取消 命令数	告発 (無登録 営業／無 届出業)	告発 (その他)
第1種動物 取扱業	27	1	22,078	18,333	0	0	0	0
第2種動物 取扱業	1	1	631	447	—	—	0	0